

# 居宅介護支援事業所・介護支援専門員の皆さんへ

このお知らせは、戦後74年以上が経過し、原子爆弾被爆者の高齢化により、多くの千葉県内の被爆者が介護を受けていることから、被爆者に対する援護に関する制度の一部について周知を行うものです。

(被爆者には毎年千葉県から配付している冊子「まきの木」により周知を行っています。)

令和元年12月 千葉県健康福祉部健康福祉指導課  
被爆者援護班

## 1 原子爆弾被爆者に対する介護手当について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳をお持ちの方が、自宅で介護を受けているときは、「介護手当」の支給を受けることができる場合があります。

介護手当には費用介護手当と家族介護手当の2種類があります。

### 1 主な支給要件

対象範囲など詳細については千葉県ホームページ（[ホーム>くらし・福祉・健康>福祉・子育て>福祉政策>援護>原子爆弾被爆者に対する援護>原爆被爆者の方に対する各種手当について](#)）に掲載しています。

	費用介護手当	家族介護手当
介護を受ける場所	自宅（社会福祉施設は対象外。医療機関は原則として対象外。）	同左
介護を行う人	費用の支払いを受けていること（同居の家族等は対象外）	費用の支払いを受けていないこと
障害の範囲	原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害（身体障害者手帳1級～3級程度）	原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害（身体障害者手帳1級と2級の一部程度）

### 2 申請方法

被爆者の居住地を管轄する保健所に必要な書類を提出します。（障害の程度の審査を行うため、医師が作成した診断書（介護手当用）が必要となります。）

### 3 支給金額（令和元年度額）

・費用介護手当…最大105,460円（月額）までの介護人に対して支払った賃金、日当、謝金、交通費等の実費

※障害の程度により上限額等が異なります。

・家族介護手当…22,190円（月額）

※費用介護手当を受けた場合は、家族介護手当は受けられません。

## 2 介護保険等利用被爆者援護事業について

# 介護保険等利用被爆者援護事業

千葉県に居住する被爆者が介護保険サービスを利用した場合、事業所に被爆者健康手帳を提示することにより、利用者負担費用（1割から3割部分）が公費負担となります。

## 助成事業内容

### ○福祉系サービス

居宅系	訪問介護※ (ホームヘルプ)	低所得者の方が利用した場合に助成します。 ① 訪問介護 ② 介護予防訪問介護 ③ 第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る)	現物給付
	通所介護 (デイサービス)	① 通所介護 ② 地域密着型通所介護 ③ 介護予防通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑥ 第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る)	現物給付
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	① 短期入所生活介護 ② 介護予防短期入所生活介護	現物給付
	小規模多機能型 居宅介護	① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	現物給付
	定期巡回・隨時対応型 訪問介護看護	① 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	現物給付
	複合型サービス	① 複合型サービス	現物給付
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	① 介護老人福祉施設入所者生活介護 ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	現物給付
施設系	養護老人ホーム	老人ホーム措置入所に係る費用負担額（入所者負担、扶養義務者負担）を助成する制度です。	償還払い

### <注意事項>

- ※ 訪問介護利用被爆者助成 低所得者（原則として、世帯の生計中心者が所得税非課税（生活保護受給者世帯を含む。））であって介護保険法の訪問介護サービスを利用し、利用者負担のある方が対象です。
- ※ 福祉系サービスの訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム・軽費老人ホーム等）、福祉用具貸与、特定福祉用具購入及び居宅介護住宅改修費は、助成事業の対象外です。

### ○医療系サービス：原爆医療費（一般疾病）として公費負担

- ※ 医療系サービス事業所は「被爆者一般疾病医療機関」の指定が必要です。

<居宅系> 訪問看護、介護予防訪問看護

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

<施設系> 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

### 3 被爆者関係事務窓口一覧

千葉県では原爆被爆者関係事務を次の窓口で行っています。

県庁担当課：260-8667 千葉市中央区市場町1-1

健康福祉部健康福祉指導課被爆者援護班

TEL 043-223-2349

窓口名称	所 在 地	電 話 番 号	管轄区域
千葉市保健所総務課	261-8755 千葉市美浜区幸町1-3-9	043- 238-9920	千葉市
船橋市保健所地域保健課	273-8506 船橋市北本町1-16-55	047- 409-2891	船橋市
柏市保健福祉部 社会福祉課【柏市役所】	277-8505 柏市柏5-10-1	04- 7167-1131	柏市
習志野健康福祉センター 【習志野保健所】	275-0012 習志野市本大久保5-7-14	047- 475-5154	習志野市、 八千代市、鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター 【市川保健所】	272-0023 市川市南八幡5-11-22	047- 377-1103	市川市、浦安市
松戸健康福祉センター 【松戸保健所】	271-8562 松戸市小根本7	047- 361-2139	松戸市、流山市、 我孫子市
野田健康福祉センター 【野田保健所】	278-0006 野田市柳沢24	04- 7124-8155	野田市
印旛健康福祉センター 【印旛保健所】	285-8520 佐倉市鎌木仲田町8-1	043- 483-1466	成田市、佐倉市、 四街道市、八街市、 印西市、白井市、 富里市、酒々井町、 栄町
香取健康福祉センター 【香取保健所】	287-0003 香取市佐原イ92-11	0478- 52-9161	香取市、神崎町、 多古町、東庄町
海匝健康福祉センター * 【海匝保健所】	288-0817 銚子市清川町1-6-12 (仮庁舎)	0479- 22-0206	
八日市場地域保健センター	289-2144 匝瑳市八日市場イ2119-1	0479- 72-1281	銚子市、旭市、 匝瑳市
山武健康福祉センター 【山武保健所】	283-0802 東金市東金907-1	0475- 54-0611	東金市、山武市、 大網白里市、 九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生健康福祉センター 【長生保健所】	297-0026 茂原市茂原1102-1	0475- 22-5167	茂原市、一宮町、 睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、 長南町
夷隅健康福祉センター 【夷隅保健所】	299-5235 勝浦市出水1224	0470- 73-0145	勝浦市、いすみ市、 大多喜町、御宿町
安房健康福祉センター 【安房保健所】	294-0045 館山市北条1093-1	0470- 22-4511	館山市、南房総市、 鋸南町
鴨川地域保健センター	296-0001 鴨川市横渚1457-1	04- 7092-4511	鴨川市
君津健康福祉センター 【君津保健所】	292-0832 木更津市新田3-4-34	0438- 22-3745	君津市、富津市、 木更津市、袖ヶ浦市
市原健康福祉センター 【市原保健所】	290-0056 市原市五井1309	0436- 21-6391	市原市

\* 海匝健康福祉センターは仮庁舎に移転しているため、被爆者援護業務については、書類受付等の一部の業務を除き、原則、八日市場地域保健福祉センターに移行して行います。

